

## 高齢者施設等における面会再開に向けた取り組み

～withコロナ下での関わりについて～

### ◆重要◆

高齢者施設関係者の他、高齢者施設等を利用している方に関わる事業所は内容を確認してください。

青森市 福祉部 指導監査課

令和4年度 介護サービス事業者等集団指導

(問) みなさんの施設では、面会再開に向けてどのような取り組みをしていますか？

**「コロナ禍だから仕方がない。」**



面会を制限せざるを得ない状況では、施設側と家族、サービス提供事業所とのコミュニケーションや通常のサービス提供が難しくなっていました。

withコロナ下の現在、面会やサービス提供についてどのように考えていけばよいのでしょうか。寄せられた相談からも考えていきたいと思えます。

## 面会について

令和3年11月24日から面会等の実施にあたっての留意点が示されました。

通知	日付
社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について	令和3年11月24日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡

(上記通知内容抜粋)

面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、**可能な限り安全に実施できる方法を検討すること**

具体的には、

地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、**管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること**

※詳細は別紙「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」を参照してください。

R5.1.31見直し

## 面会について

さらに令和5年1月31日には、面会の再開、推進に向け、面会を積極的に実施する施設の事例や面会実施にあたっての留意点が示されました。

通知	日付
高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて	令和5年1月31日付厚生労働省老健局 高齢者支援課ほか連名事務連絡

(上記通知内容抜粋)

【面会実施にあたっての留意点】

○ 介護保険施設等の運営基準においては、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされており、利用者と家族との面会の機会の確保に努めていただく必要があります。

○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年11月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)においても、高齢者施設等での面会について、「利用者、家族にとって重要なものであり」とされており、利用者・家族の QOL (生活の質) 等の観点を重視いただき、面会の実施を検討いただくようお願いします。

## 市に寄せられた主な意見の紹介

### 施設系サービス、有料老人ホームへのご意見

感染症も落ち着いてきている中でも一律面会禁止で・・・

施設従事者への聞き取りのみで、モニタリングの状況が長期間できていない。  
(福祉用具貸与事業所より)

面会する機会を作ってもらえず、とても寂しい。  
(入所者ご家族より)

基本的には面会禁止と言われ、生活状況の確認ができない。  
(居宅介護支援事業所より)

コロナ禍では、面会が思うようにできない状況が続きました。

全ての面会が一時中止

- ・対面面会中止
- ・窓越し面会
- ・タブレット端末などを用いたオンライン面会



対面面会を再開

- ・感染状況を見つつ、基本的には対面面会を実施
- ・希望する家族にはオンライン面会も継続

**withコロナ下での現在の取組例**

○詳細については、別紙「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」を参照してください。

長期間、高齢者施設利用者が家族に面会ができない場合、

- ・物忘れが激しくなり、認知機能の低下
- ・気持ちが沈み、不安から食欲がなくなり低栄養

上記のような様子が見られる場合があります。

面会は利用者の権利であり、家族との交流はQ O L（生活の質）に栄養を与えます。

感染防止対策に留意し感染リスクを下げながら、可能な限り、対面面会を実現していきましょう。

～会いたい人に会える日を～



## 居宅介護支援事業所へのご意見

面会は一律禁止ではないはずですが・・・

長い期間、書類上のやり取りのみです。  
担当ケアマネジャーに本人の状態を把握してもらっているか不安です。

(訪問介護事業所より)



サービス担当者会議が開催されない  
ので、他の事業所のサービス提供時  
の状況を共有できていない。

(通所介護事業所より)

新型コロナの感染等については、利用者やその家族の意向により介護支援専門員等による訪問等が実施できない場合は、居宅介護支援事業所への運営基準減算は適用しません。

ただし、この取扱いはあくまでも**利用者やその家族の意向により訪問等が行えない場合のもの**です。**事業所の一方的な判断により介護支援専門員等による訪問等を実施しない場合は、運営基準減算の該当となる場合があります。**

居宅介護支援事業所は、できなかった理由、それに代わる情報収集の方法、内容を記録してください。利用者に関わる事業所へは調整結果等をお知らせください。

【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて第3報、第4報】

【青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第17条、条例第33条、逐条解釈】